

☆この「契約概要のご説明」は、住宅安心保険・住宅安心保険（マンション共用部分用）・すまいの保険の商品内容をご理解いただくために、特に重要な事項を記載したものです。ご契約いただく前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。（特に不利益となる記載事項には★印を付けております。）

☆「契約概要のご説明」は、ご契約に関するすべての事項を記載したものではありません。詳細につきましては、パンフレット、ご契約のしおり、普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

1. 住宅安心保険・すまいの保険のしくみおよび引受条件等

(1) 保険のしくみ

住宅安心保険^{※1}・すまいの保険^{※2}では、火災等の偶然な事故により、保険の対象である居住用建物（専用住宅、共同住宅または併用住宅（店舗兼住宅、事務所兼住宅等）をいいます。）や家財（生活用動産）などが損害を受けた場合に保険金をお支払いします。また、地震保険をご契約いただいた場合には、地震などにより保険の対象である居住用建物・家財（生活用動産）が損害を受けたときに保険金をお支払いします。

※1 住宅安心保険（マンション共用部分用）につきましては、マンション等の区分所有される共同住宅の共用部分が保険の対象となります。

※2 「住自在」のペットネームで販売しています。

(2) 補償内容

① 主な支払事由（保険金のお支払対象となる事故）

保険種類ごとに、○印のついた次の事故が発生した場合に保険金をお支払いします。

保険種類	事故の種類 火災、落雷、破裂・ 爆発	風災・雹（ひょう） 災・雪災	水災（床上浸水等）	盗難	水ぬれ、外部から の物体の衝突等	左記以外の不測か つ突発的な事故
住宅安心保険 ^{※1}	○	○	○	○	○	○
住宅安心保険 ^{※1} （マンション共用部分用）	○	○	○	○	○	○
すまいの保険 ^{※2}	○	×	×	×	×	×

※1 住宅安心保険の普通保険約款で補償される主な支払事由を記載しています。上記のうち一部の補償を行わない特約をセットしてご契約いただいた契約においては補償の対象外となる場合もあります。実際の補償内容につきましては、ご契約のしおり、普通保険約款およびセットされた特約もあわせてご確認ください。

※2 すまいの保険の普通保険約款で補償される主な支払事由を記載しています。特約により、補償を追加する契約も可能ですので、実際の補償内容につきましては、ご契約のしおり、普通保険約款およびセットされた特約もあわせてご確認ください。

(注) 保険金のお支払条件やお支払金額の詳細につきましては、パンフレットやご契約のしおり、普通保険約款およびセットされた特約にてご確認ください。

② 主な費用保険金

住宅安心保険・すまいの保険では、損害保険金とは別に、次の費用保険金をお支払いします。

費用保険金の種類	臨時費用	残存物取片づけ費用	失火見舞費用	修理付帯費用	損害防止費用	特別費用
お支払いする場合 保険種類	損害保険金をお支払いする場合（通貨・預貯金証書盗難を除きます。）	清掃費用等の取片づけ費用を要した場合	延焼で近隣住宅に被害が及んだ場合	原因調査等の費用を要した場合	消火の費用等を要した場合	火災等の事故により損害保険金の支払額が保険金額の80%を超え、保険契約が終了する場合
住宅安心保険	○	○	○	○	○	○
住宅安心保険 （マンション共用部分用）	○	○	○	○	○	○
すまいの保険 [※]	×	×	×	×	○	×

※すまいの保険では、特約により、事故時の諸費用を追加して補償することも可能ですので、実際のご契約内容につきましては、ご契約のしおり、普通保険約款およびセットされた特約もあわせてご確認ください。

(注) 費用保険金のお支払条件やお支払金額の詳細につきましては、パンフレットやご契約のしおり、普通保険約款およびセットされた特約にてご確認ください。

★③ 保険金をお支払いできない主な場合

住宅安心保険・すまいの保険では、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いしません。

- ◇ 保険契約者、被保険者等の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ◇ 地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする損壊・埋没・流失
- ◇ 地震等による火災損害（地震等による延焼・拡大を含みます。）
- ◇ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱等
- ◇ 核燃料物質等の放射性、爆発性その他の有害な特性等による事故
- ◇ 火災などの事故の際の紛失
- ◇ （すまいの保険のみ）風災・雹（ひょう）災・雪災による事故で損害額が20万円に満たない場合（すまいの保険では風災・雹（ひょう）災・雪災危険補償特約をセットした場合）
- ◇ （保険の対象が家財の場合）1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝飾品・美術品等、および設計書・図案、帳簿等につき申込書に明記しなかったとき。ただし、住宅安心保険については、貴金属・宝飾品・美術品等の記載漏れについてお客さまに故意および重大な過失がなかった場合は30万円を限度として損害額をお支払いします。
- ◇ すり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、その他単なる外観上の損傷 等

※保険金をお支払いできない場合は、事故の種類や特約によっても異なります。詳細につきましては、パンフレットやご契約のしおり、普通保険約款およびセットされた特約にてご確認ください。

(3) セットできる主な特約およびその概要

住宅安心保険・すまいの保険にセットできる主な特約とその概要は次のとおりです。詳細につきましては、パンフレットやご契約のしおり等にてご確認ください。

① 個人賠償責任総合補償特約（セットできる保険：住宅安心保険・すまいの保険）

日本国内で、保険証券記載のご本人またはご家族が偶然な事故により日常生活において他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

※補償の対象となるご家族の範囲につきましては、パンフレットやご契約のしおりにてご確認ください。

② 借家人賠償責任・修理費用総合補償特約（セットできる保険：住宅安心保険）

賃貸住宅にお住まいの方が、借用中の戸室に損害を与えて、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

また、賠償責任がない場合において、借用中の戸室に損害が生じ、賃貸借契約に基づいて修復を行ったときの修理費用についてもお支払いします。

※①または②の事故によって被保険者の負担する損害賠償責任が発生した場合、事故にかかわる損害賠償請求権者（被害者）は、保険金を優先的に支払われる権利（先取特権）を取得します。保険金は、被保険者が賠償金を被害者にお支払い済みである場合等を除き、原則として被害者に直接お支払いします（保険法（平成20年法律第56号）の施行日以後に発生した事故が対象となります。）。

※①または②の損害賠償に関する事故の場合、損害賠償の請求の全部または一部を承認しようとするときは、必ず弊社に連絡し承認を得てください。弊社の承認がないまま被害者に対して損害賠償の請求の全部または一部を承認された場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引かせていただくことがありますので十分ご注意ください。

③ 類焼損害補償特約（セットできる保険：住宅安心保険・すまいの保険）

保険の対象である建物もしくは家財または保険の対象である家財を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発によって、第三者の住宅またはその住宅内の家財に類焼した場合、その損害を補償します（①または他の個人賠償責任保険等とセットでのご契約となります。）。

- ④ 持ち出し家財補償特約（セットできる保険：住宅安心保険）
住宅から一時的に持ち出した保険の対象である家財（現金、預貯金証書を含みます。）に火災、盗難、破損・汚損などによる損害が生じた場合に保険金をお支払いします。
- ⑤ 仮すまい費用補償特約（セットできる保険：住宅安心保険）
火災などの事故や、公共設備の事故による停電・断水、犯罪などの事件による行政機関の避難命令等の措置によってお住まいが使用不能となったときの、仮すまい賃借費用や宿泊費用をお支払いします。
※①から⑥以外にも、さまざまな特約があります。特約の種類・詳細につきましては、パンフレットやご契約のしおりにてご確認ください。

(4) 保険期間

- ① 住宅安心保険
住宅安心保険の保険期間は原則1年間ですが、1年を超える長期契約や1年未満の短期契約も可能です。実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、ご契約時に申込書にてご確認ください。
- ② すまいの保険
すまいの保険の保険期間は2年以上の長期契約に限りです。実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、ご契約時に申込書にてご確認ください。

(5) 保険金額と保険の対象

ご契約いただく保険金額の設定につきましては、次の点にご注意ください。また、実際にご契約いただくお客さまの保険金額につきましては、申込書にてご確認ください。

- ① 事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう、保険金額は評価額（再調達価額によって定めます。）いっばいに設定してください。保険金額が評価額に満たない場合は、お支払いする保険金が損害の額よりも少なくなる場合があります。また、評価額より多くつけられても、保険金のお支払いは評価額までとなります。
※再調達価額とは損害が生じた地および時における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。ただし、家財明記物件（1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・美術品等または稿本、設計書、図案等をいいます。）の評価額は時価額（損害が生じた地および時における保険の対象の価額）となります。
※住宅安心保険の保険金額は、建物は評価額に対して一定の割合（約定割合）を乗じた額にて、また家財は評価額の範囲内でお決めいただくことが可能ですが、十分な補償を得るには評価額いっばいのご契約いただく必要があります。なお、評価額いっばいのご契約いただかない場合、保険料が割高となる場合があります。
- ② 建物のみのご契約では、家財の損害は補償されません。建物とは別に保険金額をお決めいただき、ご契約ください。

2. 保険料について

住宅安心保険・すまいの保険の保険料は、保険金額、保険期間、建物の所在地・構造等によって決定されます。

3. 保険料のお支払方法

保険料のお支払方法は、以下のいずれかからお選びください。

- ・口座振替方式または直接集金方式・・・分割払、一括払
 - ・クレジットカード払方式・・・一括払
- ※クレジットカード払方式につきましては、取扱できない弊社代理店もございます。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。また上記のほか、お勤め先と弊社との間で集金事務の委託契約を交わし「団体扱」の取扱いをおこなっている場合は、団体扱でのご契約も可能です。この場合の保険料のお支払方法は給与チェックオフとなります。

4. 地震保険の取扱い

(1) 地震保険のしくみ

地震保険を単独でご契約いただくことはできません。地震保険は住宅安心保険・すまいの保険にセットしてご契約いただく必要があります。また、住宅安心保険・すまいの保険の保険期間の途中から地震保険を追加することができます。

(2) 地震保険の補償内容

- ① 地震・噴火またはこれらによる津波（以下、「地震等」といいます。）を原因とする火災、損壊、埋没、流失等によって保険の対象である建物、家財に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。
- ・全損のとき・・・地震保険金額の100%（時価額が限度）
 - ・半損のとき・・・地震保険金額の50%（時価額の50%が限度）
 - ・一部損のとき・・・地震保険金額の5%（時価額の5%が限度）
- ※上記の損害に至らない場合は、保険金はお支払いできません。
※損害の程度である「全損」「半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従います。詳細につきましてはご契約のしおりにてご確認ください。
- ② 地震保険をご契約いただいた場合、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が5.5兆円を超えるときは、お支払いする保険金は次の算式により計算した金額に削減されることがあります（2010年1月現在）。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{算出された保険金の額} \times \frac{5.5 \text{ 兆円}}{\text{算出された保険金の総額}}$$

★(3) 地震保険で保険金をお支払いできない主な場合

- ① 家財のうち、次のものは保険の対象には含まれません。これらのものを住宅安心保険・すまいの保険の対象に含めている場合であっても地震保険では対象となりません。
- ・通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、自動車
 - ・1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝石、宝飾、骨董（とう）、彫刻物その他の美術品
 - ・稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物など
- ② 建物・家財が地震等により損害を受けても、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害や、保険の対象の紛失・盗難の場合には保険金をお支払いできません。

(4) 地震保険の保険期間

地震保険を1年間ずつ自動的に継続する方式や、最高5年までの長期契約を組み合わせ、セットで契約する住宅安心保険などの火災保険の保険期間とあわせてご契約いただく方式があります。
※保険期間5年の自動継続特約（地震保険用）をセットされているご契約で、かつ、初回保険料の払込みに関する特約をセットされている場合であっても、更改時の保険料の払込方法は直接集金方式となります。

(5) 地震保険の引受条件（保険の対象・保険金額等）

- ◆地震保険の保険の対象は、「居住用建物」および「家財」となります。
- ◆建物、家財ごとに、住宅安心保険・すまいの保険の保険金額の30%～50%の範囲でお決めください。ただし、建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。実際にご契約いただくお客さまの保険金額につきましては申込書にてご確認ください。
※大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険の新規契約または保険金額の増額契約はお引受けできませんのでご注意ください。

(6) 地震保険の保険料と割引制度について

保険料は、保険金額のほか建物の所在地・構造により異なります。また、建築年が昭和56年6月以降であることや建物の免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度があります。なお、割引の適用にあたっては建築確認書や建物登記簿謄本等の所定の資料のご提出が必要になります。

5. 満期返れい金・契約者配当金

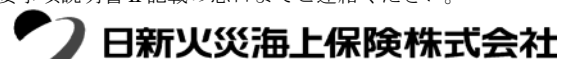
住宅安心保険・すまいの保険および地震保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

6. 解約返れい金

ご契約者のお申出によりご契約を解約された場合は、特に特約等による定めがない限り、解約日までのご契約の期間に応じて、所定の計算方法による返還保険料を返還いたします。

保険会社等への相談・苦情・連絡等

弊社への相談・苦情・お問い合わせ、ならびに事故が起こった場合等につきましては、重要事項説明書Ⅱ記載の窓口までご連絡ください。



2010年1月作成

★この「注意喚起情報のご説明」は、住宅安心保険・住宅安心保険（マンション共用部分用）・すまいの保険のご契約に際して、ご契約者にとって不利益となることがらなど、特にご注意いただきたい事項を記載したものです。ご契約いただく前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。（特に不利益となる記載事項には★印を付けております。）

★「注意喚起情報のご説明」は、ご契約に関するすべての事項を記載したものではありません。詳細につきましては、パンフレット、ご契約のしおり、普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

★1. クーリングオフについて

保険期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約のお申込み後であっても次のとおりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（クーリングオフ）を行うことができます。

- ・「ご契約をお申込みいただいた日」または「本書面を受領された日」のいずれか遅い日から8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができます。
- ・クーリングオフされる場合は、上記期間内（8日以内の消印有効）に弊社宛に必ず郵便にてご連絡ください（送付先は<ご記入例>をご参照ください）。
※ご契約を申し込まれた取扱代理店では、クーリングオフのお申出を受け付けることはできませんのでご注意ください。
- ・クーリングオフされた場合には、すでにお払込みになった保険料は、すみやかにご契約者にお返しします。また、弊社および取扱代理店はクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切ご請求しません。

《クーリングオフできない場合》

次のご契約は、クーリングオフできませんのでご注意ください。

- ・保険期間が1年以下のご契約（自動継続特約をセットされたご契約を含みます。）
 - ・営業または事業のためのご契約
 - ・法人または社団・財団等が締結されたご契約
 - ・質権が設定されたご契約
 - ・保険金または満期返れい金請求権が担保として第三者に譲渡されたご契約
 - ・通信販売特約により申し込まれたご契約
 - ・賃貸借契約に基づき、借家人賠償責任・修理費用総合補償特約をセットされたご契約
- なお、すでに保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、その事実を知らずにクーリングオフをお申出の場合は、そのお申出の効力は生じないものとします。

クーリングオフを希望される場合は、はがきまたは封書に次の必要事項をご記入のうえ、郵送してください。

<記入例>

330-9311
埼玉県さいたま市浦和区
上木崎一丁目一番五号
日新火災海上保険株式会社
クーリングオフ係
行

下記の保険契約をクーリング
オフします。
ご契約者住所: ****
氏名: **** 印
電話番号:
自宅****
携帯****
申込日: 平成*年*月*日
保険の種類: 住宅安心保険
証券番号: ****
(また、預り証番号*)
取扱代理店名または仲立人名

《必要事項》

- ・ご契約をクーリングオフする旨の内容
- ・ご契約を申し込まれた方の住所、氏名（捺印）、電話番号
- ・ご契約を申し込まれた年月日
- ・ご契約を申し込まれた保険の内容（保険の種類、証券番号
または預り証番号）
- ・ご契約を申し込まれた取扱代理店名または仲立人名

★2. 告知義務と通知義務等について

(1) ご契約締結時における注意事項（告知義務等）

ご契約者または被保険者には、次の①から③までの事項（告知事項）について弊社にお申出いただく義務（告知義務）があります。申込書に記載されたこれらの告知事項の内容が事実と違っている場合には、保険契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険の対象の所在地
- ② 保険の対象である建物および家財を収容する建物の構造・用法
- ③ 保険の対象を同一とする他の保険契約または共済契約の有無

(2) ご契約締結後における注意事項（通知義務等）

保険契約締結後、ご契約者または被保険者には、次の①または②の事項（通知事項）に変更がある場合に、弊社にお申出いただく義務（通知義務）があります。申込書または保険証券に記載されたこれらの事項に変更がある場合は遅滞なくご連絡ください。遅滞なく通知しなかった場合は、保険契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。また、③または④に変更がある場合に、通知しなかったときは、重要なお知らせやご案内ができないことや十分な保険金をお支払いできないことがありますので、これらの変更につきましても必ず弊社へご連絡ください。

- ① 保険の対象である建物または家財を収容する建物の構造・用途の変更
- ② 保険の対象の他の場所への移転
- ③ 転居等によるご連絡先・ご住所等の変更
- ④ 保険の対象である建物の増改築や一部取りこわし 等

(3) ご契約締結後における注意事項（保険契約のお引受対象外となる場合）

保険契約締結後、ご契約内容に次の変更がある場合は、住宅安心保険・すまいの保険でのお取り扱いができないことがあります。この場合、ご契約いただいた住宅安心保険・すまいの保険はご解約いただいたうえで、他の火災保険をご契約いただくこととなりますので、これらの変更がある場合は必ず弊社へご連絡ください。

- ① 専用住宅・併用住宅（事務所兼住宅・店舗兼住宅等）から専用事務所・店舗等へ変更する場合
- ② 保険の対象である建物が空家となる場合（季節的に使用する別荘等は除きます。） 等

※これらの変更があった時点で降に事故が発生した場合は、新たにご契約いただく火災保険の補償内容に従いますので、変更前の補償内容と異なることがあります。

(4) ご契約締結後における注意事項（保険契約の失効）

保険契約締結後、ご契約内容に次の変更がある場合は、住宅安心保険・すまいの保険は失効します（地震保険をセットされている場合は地震保険も同時に失効します）。ご契約いただいている住宅安心保険・すまいの保険の失効手続が必要となりますので、これらの変更がある場合は遅滞なく弊社へご連絡願います。

- ① この保険契約で補償しない事故による保険の対象の滅失（建替え・取りこわしを含みます。）
- ② 保険の対象の譲渡

※あらかじめご連絡いただくことによって、保険契約を譲受人に譲渡する手続を行うことも可能です。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

3. 保険責任の開始について

保険責任は、保険期間の初日の午後4時（申込書にこれと異なる時間が記載されている場合はその時刻）に始まります。保険料は、保険料払込みに関する特約や団体扱に関する特約などをセットされた場合を除いて、ご契約と同時に支払ってください。

保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた損害については保険金をお支払いできません。

※セットされた特約等により払込みが猶予されている場合は、ご契約手続後、口座振替日等の所定の払込期日までにお支払いください。

★4. 保険金をお支払いできない主な場合等

(1) 住宅安心保険・すまいの保険で保険金をお支払いできない主な場合

住宅安心保険・すまいの保険では、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いしません。

- ・保険契約者、被保険者等の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ・地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする損壊・埋没・流失
- ・地震等による火災損害（地震等による延焼・拡大を含みます。）
- ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱等
- ・核燃料物質等の放射性、爆発性その他の有害な特性等による事故
- ・火災などの事故の際の紛失
- ・（すまいの保険のみ）風災・雹（ひょう）災・雪災による事故で損害額が20万円に満たない場合（すまいの保険では風災・雹（ひょう）災・雪災

危険補償特約をセットした場合)

- ・(保険の対象が家財の場合) 1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝飾品・美術品等、および設計書・図案、帳簿等につき申込書に明記しなかったとき。ただし、住宅安心保険については、貴金属・宝飾品・美術品等の記載漏れについてお客さまに故意および重大な過失がなかった場合は30万円を限度として損害額をお支払いします。
- ・すり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、その他単なる外観上の損傷 等

(2) 地震保険で保険金をお支払いできない主な場合

- ① 家財のうち、次のものは保険の対象には含まれません。これらのものを住宅安心保険・すまいの保険の保険の対象に含めている場合であっても地震保険では対象となりません。
 - ・通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、自動車
 - ・1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻物その他の美術品
 - ・稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物など
- ② 建物・家財が地震等により損害を受けても、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害や、保険の対象の紛失・盗難の場合には保険金をお支払いできません。

★5. 事故が発生した場合のお手続きおよび保険金のお支払時期について

(1) 事故が発生した場合について

この保険で補償される事故が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または弊社にご通知のうえ保険金請求の手続をお取りください。この通知が遅れますと保険金のお支払いが遅れたり、お支払いができないことがありますのでご注意ください。

(2) 保険金の請求に必要な書類等について

保険金のご請求にあたっては、事故の種類や内容に応じ、次の書類等のうち弊社が求めるものをご提出ください。

- ① 保険金請求書
- ② 登記簿、住民票、戸籍謄本等、保険の対象の所有者や被保険者を確認するための書類
- ③ 保険の対象の盗難による損害の場合、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
- ④ 被害が生じた物の価額を確認できる書類(領収証等)、被害が生じた物の写真等および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類
- ⑤ 残存物の廃棄や清掃などの取片づけ、事故原因の調査等における領収証や見積書、請求書等の各種費用を確認できる書類
- ⑥ 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類

※上記は例示であり、事故の種類・内容に応じて、上記以外の書類等の提出を依頼することがあります。事故のご連絡をいただいた後に、弊社より改めて提出が必要な書類等のご案内をいたします。

(3) 保険金のお支払時期について

弊社が保険金のお支払いに必要な書類の取付を完了した日から、原則として30日以内に保険金をお支払いします。

なお、次のような事由が生じた場合は、お客さまにその理由と内容をご連絡のうえ、事由ごとに定めた日数を限度にお支払時期を延長させていただくことがあります。

- ① 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査の結果を得る必要がある場合
- ② 専門機関による鑑定等の結果を得る必要がある場合 等

6. 保険料の払込猶予期間等の取扱いについて

◆第2回目以降の分割保険料の払込期日の翌月末日を経過しても分割保険料のお支払いがない場合または第2回目以降の分割保険料の払込猶予期間を経過しても分割保険料のお支払いがない場合もしくは2回連続して分割保険料の払込期日までに分割保険料のお支払いがない場合はその払込期日の翌日以後に発生した事故による損害に対しては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。なお、これらの場合は、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

◆ご契約時に所定の条件を満たす場合は、初回保険料を口座振替によりお支払いいただけます。この場合の払込期日は条件により、保険期間の初日の属する月または保険期間の初日の属する月の翌月の金融機関所定の振替日となります。初回保険料の払込期日の翌月末日を経過しても初回保険料のお支払いがない場合は、保険期間の初日以後に発生した事故による損害に対して保険金をお支払いできませんのでご注意ください。この場合、ご契約を解除することがあります。

★7. 保険契約の解約について

(1) 解約のお手続きについて

ご加入いただいている保険契約の解約、契約内容の変更等を行う場合には、取扱代理店または弊社にお申し出いただいたうえで、所定の書類をご提出いただく必要があります。

(2) 解約時の保険料返還について

ご契約者のお申出によりご契約を解約された場合は、特に特約等による定めがない限り、解約日までのご契約の期間に応じて、所定の計算方法による返還保険料を返還いたします。

★8. 契約者保護制度について

引受保険会社が破綻した場合等には、保険金・解約返戻金のお支払いが一定期間凍結されたり金額が削減される等、支障が生ずることがあります。なお、損害保険会社が破綻した場合の契約者保護のための制度として「損害保険契約者保護機構」があり、下表の補償割合で契約が保護されます。

<損害保険契約者保護機構による火災保険の補償内容>

	保険種類	補償割合
補償対象契約	家計地震保険	100%
	保険契約者が個人、小規模法人もしくはマンション管理組合である火災保険	100%(破綻時から3か月までに発生した事故による保険金) 80%(それ以外の保険金および解約返戻金)
補償対象外契約	上記以外の保険	損害保険契約者保護機構による保護はありません。

上記内容についての詳細につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合わせいただくか、下記をご参照ください。

- 弊社インターネットホームページ <http://www.nisshinfire.co.jp>
- 損害保険契約者保護機構ホームページ <http://www.sonpohogo.or.jp>

9. 共同保険について

ご契約が共同保険である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また幹事保険会社は他の引受保険会社の代理・代行を行います。

お客さま情報のお取扱いに関するご案内

弊社は、保険契約に関する個人情報や、保険契約の履行、損害保険会社等当社の取扱う商品・各種サービスのご案内・ご提供等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社等に提供を行います。

なお、保健医療などの特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的の範囲に限定して利用・提供します。詳細につきましては、日新火災ホームページ (<http://www.nisshinfire.co.jp>) をご覧いただくか、取扱代理店または弊社営業店までお問い合わせください。

保険会社等への 相談・苦情・連絡	<p>●弊社の相談・苦情・連絡窓口</p> <p>弊社への相談・苦情・お問い合わせは、下記にご連絡ください。</p> <p>フリーダイヤル 0120-17-2424【受付時間：9：00～17：00(土日祝除く)】</p> <p>●保険会社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会の「そんがいはげん相談室」にご相談いただくこともできます。また、斡旋・調停を行う機関のご紹介もいたします。</p> <p>フリーダイヤル 0120-107-808【受付時間：9：00～18：00(土日祝除く)】</p> <p>携帯・PHS・衛星電話からは03-3255-1306をご利用ください。</p>
事故が起こった ときのお手続き	<p>●事故が起こったときのお手続き</p> <p>事故が起こった場合には、取扱代理店または弊社へご連絡ください。平日夜間、休日の場合には、次の日新火災テレフオンサービスセンターへご連絡ください。</p> <p>フリーダイヤル 0120-25-7474 (24時間・365日受付)</p>